

<基本構想修正案>

基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 人口と都市空間

第3章 将来像への基本方向

第4章 基本方向とまちのイメージ（施策体系）

第5章 将来像実現に向けて

第1章 まちの将来像

まちの将来像 人・まち 元気創造都市 すいた

将来像の実現への共通するまちづくりの3つの視点

魅力あふれる元気なまち

本市は、住宅都市として「住む」、業務機能が集積する産業都市として「働く」、充実した研究機関や多くの大学など知的創造空間を有する「学ぶ」、多くの医療関連機関や体育施設を有する健康づくり都市として「健やか」、身近で楽しめる緑豊かな空間や万博記念公園といった広域レクリエーション機能を有する「楽しむ」、といったさまざまな魅力をバランスよく有するまちです。

まちの魅力は、吹田への愛着や誇りを持つ市民を増やし、そうした市民の活動が活発化することは、さらにまちを元気にする大きな原動力となります。

これまでのまちづくりで培ったさまざまな魅力をさらに高めるとともに、研究機関・産業による新しいものや価値の創造など、それぞれが織り成す新しい魅力を積極的に生み出すことで、元気あふれるまちをめざします。また、まちの魅力を積極的に発信することで、市域外からも元気を呼び寄せ、内外の交流・循環により、さらなるまちの活性化をめざします。

未来を拓く人を育む元気なまち

本市が、将来にわたって活力あるまちとして発展していくためには、未来の吹田を元気にする原動力となる人を育むことが重要となります。

安心して子どもを生み育てることができる環境、子どもの成長を応援する環境の充実により、次代を担う子どもの健やかな成長を支えることが必要です。

また、高齢化が進む本市において、高齢者の社会参画は元気なまちづくりに不可欠となります。高齢者がこれまでの経験を生かすこと、またさらなる学びにより新たな可能性を切り開くことができる環境の充実が必要です。

乳幼児から高齢者まで、すべての市民が生涯を通じて学び育つ環境を備え、未来を拓く人を育むまちをめざします。

市民主体の元気なまち

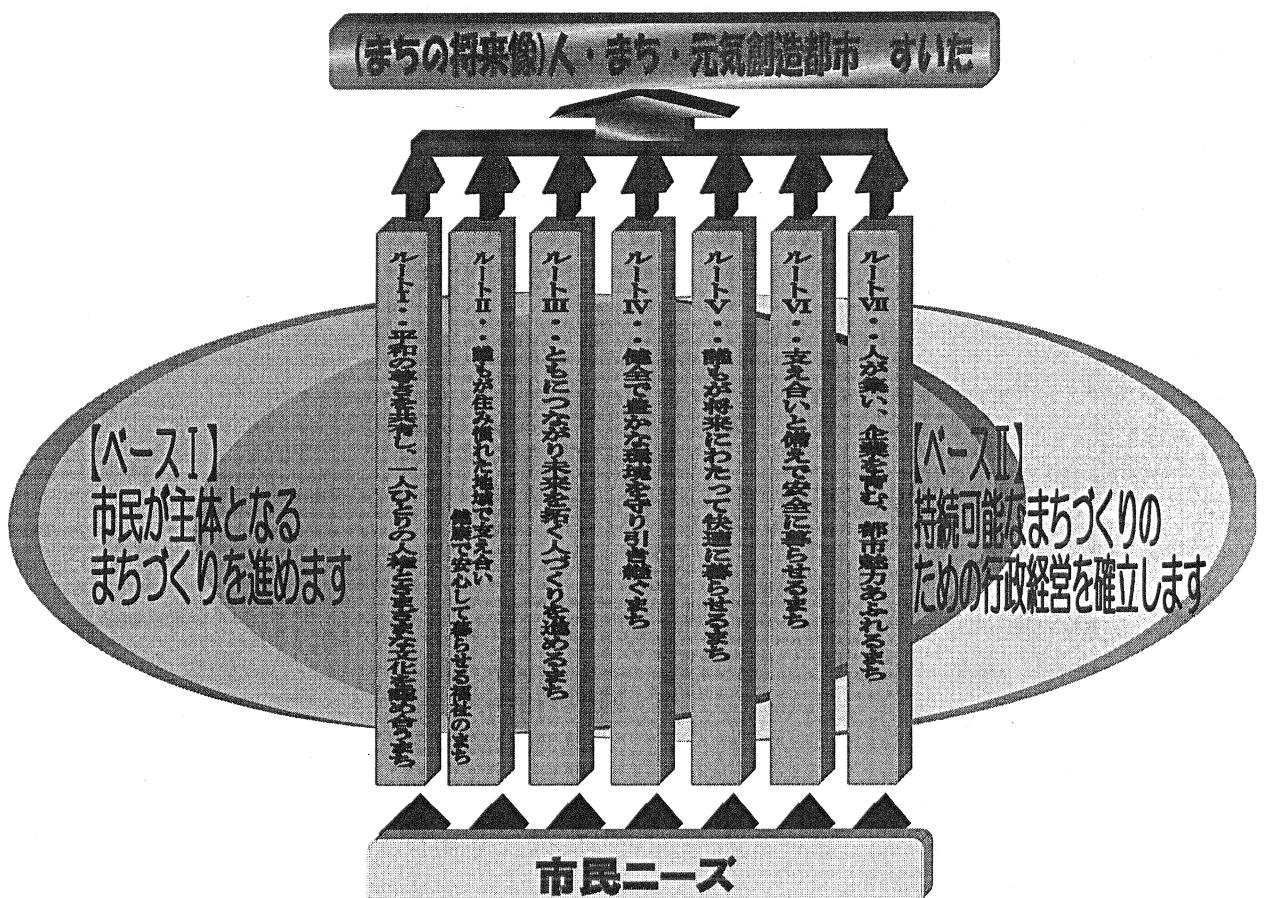
自然・歴史・文化・健康・福祉・環境などは、「ものが揃っている」ことだけでなく、自治会をはじめとする地域活動、NPOやボランティア団体などの活動、生涯学習・スポーツ・芸術文化などの活動といった、人と人とのつながりが加わることによってその魅力を高めます。

また、年齢・性別・障がいの有無等にとらわれないすべての市民が、互いに認め合い支えあう豊かな人間関係を育むことは、市民生活をより豊かなものとします。

地域特性を生かした魅力ある地域づくりを進めるためには、人と人とのつながりがつくり出すコミュニティの充実とともに、市民が主体となるまちづくりを推進することが重要となります。

そのため、まちづくりに参画し、夢や希望をもって行動する人たちを支える環境を市民と行政が協働でつくり、市民が主体となり魅力的で元気な地域づくりができるまちをめざします。

将来像の実現に向け、2つの共通して取り組む事項（ベース）および7つの分野の取組み（ルート）は次のとおりとします。



第2章 人口と都市空間

1 人口

本市の将来人口は、平成32年（2020年）頃までは概ね現状維持の状態が続き、その後は人口減少が進むものと見込まれます。

また、人口の年齢構成は、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15～64歳）は、いずれも減少する一方、老人人口（65歳以上）は増加が進み本市でも少子高齢化のさらなる進行が予測されます。

そうした中で、本市が、活力あるまちとして持続的に発展していくためには、学び、レクリエーション、産業などによる多様な交流で、まちの活性化を図るとともに、世代のバランスが取れた人口構成をめざすことが必要です。

このため、本市の魅力を内外にアピールするとともに、次世代を育む環境づくりや良質な住まいの維持及び誘導など、住みたいまち・住み続けたいまちとして選ばれる様々な施策を推進し、若年層の転入の促進とともに、定住化の向上を図ることにより、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）の本市の将来人口を概ね35万5千人と設定します。

2 都市空間の将来像

※1 都市空間^{※1}は、都市の発展を牽引する機能が集積する拠点市街地や、都市全体や地域の連携を強化する都市機能軸、人と自然の共生空間などにより構成されています。

本市は、成熟した市街地で構成されているため、都市空間については、現状の構成を基本としつつ、地域のポテンシャルや社会経済状況の変化を踏まえた将来のあるべき姿を示します。

（1）地域ごとの特徴ある拠点市街地の整備

鉄道駅周辺の市街地は地域の玄関口であり、その多くには都市全体の中心的な機能や地域の生活を支える様々な機能が集積しています。また、広域的な文化・レクリエーション機能が集積している地域もあります。このような市街地を拠点市街地として位置づけ、地域ごとの特性に応じたまちづくりを進めます。

商業・業務機能の高度化を促進する江坂駅周辺、商店街の活性化と連携しながら商業機能の充実に努めるJR吹田駅周辺、公共施設が集積する阪急吹田駅周辺、医療クラスター構想など新たなまちづくりを推進する岸辺駅周辺、万博記念公園をはじめとした広域的な文化・レクリエーション機能が集積する万博記念公園駅周辺を都市拠点として位置づけます。

さらに、地域の中心となるべき他の鉄道駅周辺を地域拠点として位置づけます。

これらの拠点市街地は、それぞれの特性に応じた整備・保全を図ります。

※1 都市空間：都市を構成している空間的な要素をさす。大きくは建築物などの諸施設とオープンスペース（道路空間、河川空間、緑など）（出典：吹田市都市計画マスタープラン）

(2) 都市全体や地域の連携を強化する都市機能軸のネットワーク形成

都市の活動は都市拠点、地域拠点を中心に展開しますが、これらの拠点間を結んで人、物、情報を円滑に流すことで機能連係が進み、都市の活動はより活発化します。

このため、本市においても都市拠点、地域拠点を鉄道や道路で結ぶことにより、都市機能の連携促進と市域全体での適切な都市機能配置を進めます。この鉄道や道路を都市機能軸と呼び、本市を通過する大阪都市圏の基幹的な都市機能軸を広域軸、また市域を結ぶ都市機能軸を地域軸として位置づけ、交通機能の強化や維持のための整備を進めます。

(3) 人と自然の共生空間の整備・保全

公園や緑地などをみどり^{※1}の拠点、それらを結ぶ河川や千里緑地などの帯状空間、緑道、連担する邸宅内の植え込みなどをみどりの骨格とするみどりのネットワークの形成をめざします。このみどりのネットワークを、都市空間を構成する上での重要な基盤として位置づけます。

みどりのネットワークは、多様な生き物が生息できる空間として、また災害時における避難地、避難路や延焼遮断帯といった防災上の役割を担う空間として、さらには、まちの快適性や景観に寄与する、人と自然の共生空間となるよう整備・保全を進めます。

(4) 地域の特性を生かした魅力ある都市空間の形成

本市の大部分は住宅地で占められ、都市空間の基礎となっています。市民の多様なライフスタイルに対応し、地域の歴史的背景や立地特性を生かした集合住宅地や戸建て住宅地など多様な住宅地を供給する環境の整備・保全を進めます。特に、日本のニュータウンの再生の先駆けである千里ニュータウンでは、多世代交流などコミュニティが活性化する環境づくりをめざします。

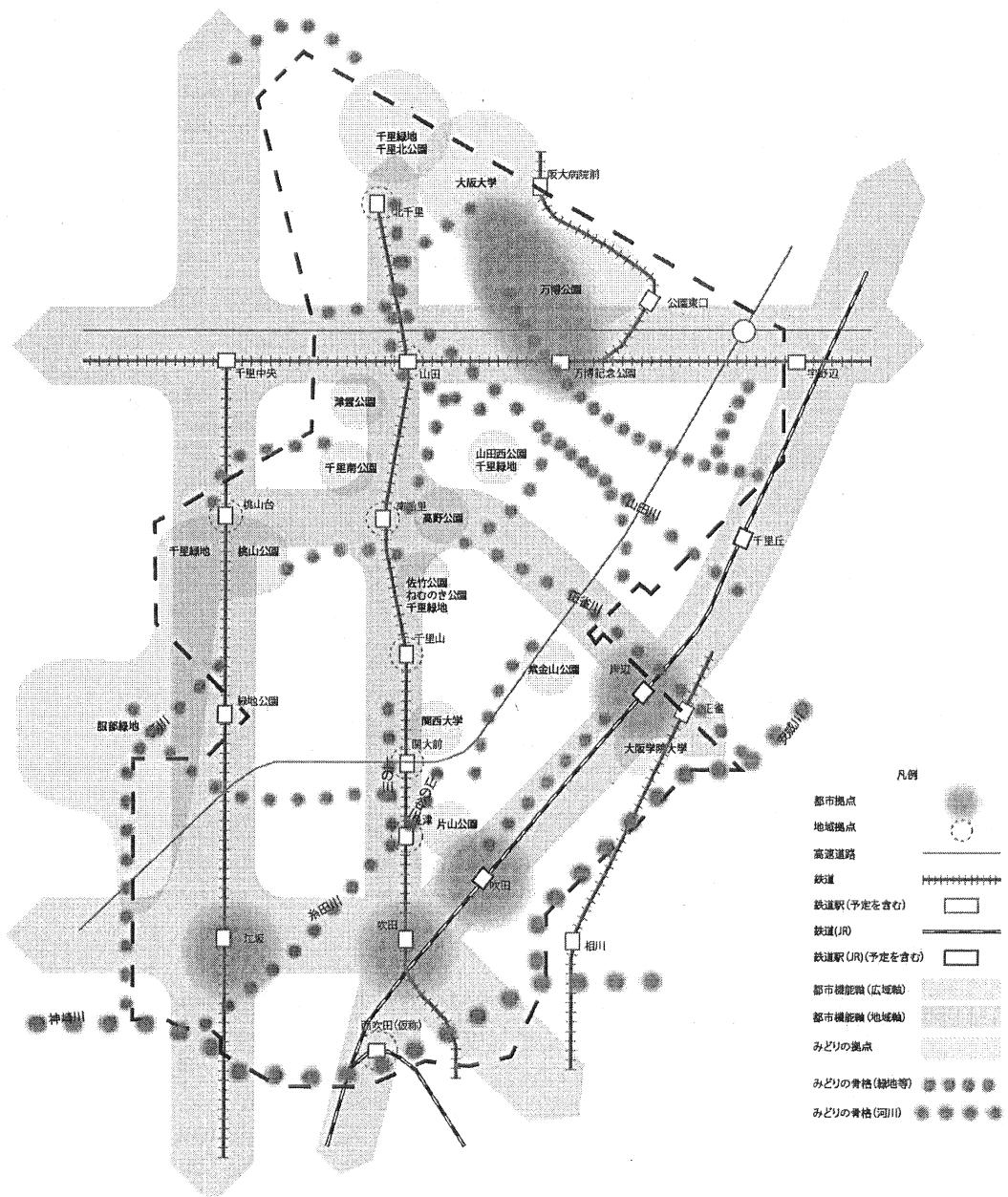
学術・研究・医療機能が集積する市域北部や医療健康・教育文化機能の広域拠点をめざしている吹田操車場跡地では、大学と研究機関などの異なる機関の連携・交流等により新たな知や文化、技術革新を生み出す都市空間の形成をめざします。

文化・レクリエーション機能が集積する万博記念公園周辺では、市内外の人々が集い、交流して賑わいを生み出すとともに、憩える空間形成をめざし、周辺市街地（住宅地）との調和、交通利便性や安全性の確保など広域交流を支援する環境整備を図ります。

商業・業務機能が集積し大阪都市圏北部の拠点となる江坂や、生産・流通機能が集積する市域西部・南部は、産業活動にとって魅力的な空間形成をめざし、企業立地の促進、周辺市街地（住宅地）との調和などの環境整備を図ります。

※1 みどり：樹木や草花などの植物、植物を含む土地や空間及びこれらと一体となった水辺・オープンスペースなど。（出典：吹田市第2次みどりの基本計画）

吹田市の将来都市空間



第3章 将来像への基本方向

めざす将来像を実現するため、次の7つをまちづくりの基本方向として定めます。

ルートⅠ：平和の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまち

平和の尊さが感じられ、市民一人ひとりの人権感覚が育まれ、男女が対等な社会の構成員として希望と誇りを持って、個性豊かに生活できるまちをめざします。

また、国内外の交流により多文化を認め合うまち、多彩な文化が育まれ生きがいのあるまちをめざします。

ルートⅡ：誰もが住み慣れた地域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち

子どもや障がい者、高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができる、すべての市民にとって安心して暮らし続けられるまちをめざします。

また、一人ひとりが尊重され、生涯にわたって生きがいを持ち、心身ともに健康に暮らすことができるまちをめざします。

ルートⅢ：ともにつながり未来を拓く人づくりを進めるまち

人や社会とのつながりの中で、安心して子どもを産み育てることができ、多様な学びや支援の機会を得て、生きる力と自主性・自律性が育まれるまちをめざします。

また、人が人を育て、人が地域を育て、市民一人ひとりが、まちづくりの主役としていきいきと生活するまちをめざします。

ルートⅣ：健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち

健全で豊かな環境は私たちの生活の基盤であることから、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けたライフスタイルや事業活動が定着したまちをめざします。

ルートⅤ：誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

快適で潤いのある空間、安全で便利に人・ものが移動する環境、そして地震や風水害の被災リスクを低減する堅固な基盤が整い、市民の誰もが快適に暮らし、すべての人が活発に活動できるまちをめざします。

ルートVI：支え合いと備えで安全に暮らせるまち

あらゆる災害に備えた防災体制や、各種犯罪の未然防止に努めるための防犯体制の強化が図られています。

また、災害や事故などの緊急時の迅速な対応により、子どもから高齢者、障がい者など市民の誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

ルートVII：人が集い、企業を育む、都市魅力あふれるまち

交通利便に優れ、充実した文化・学術・研究環境を備えている本市の都市ポテンシャルの高さと、産学官が一体となって企業活動を支える環境のもと、元気な企業が集積し、人・もの・情報が交流する、活気と魅力に満ちあふれたまちをめざします。

また、ワーク・ライフ・バランスが図られ笑顔で働き続けることができる環境を整えるとともに、市民による賑わいが創出されるまちをめざします。

第4章 基本方向とまちのイメージ(施策体系)

基本方向と基本方向にもとづくまちのイメージ(施策体系)は次のとおりです。

基本方向	まちのイメージ
I 文化を認め合うまち 人ひとりの人権とさまざまな平和の尊さを共有し、	I-1 平和の尊さが実感できています I-2 一人ひとりの命や個性を大切にする人権感覚が育まれています I-3 <u>すべての人が性別にかかわりなくいきいきと活躍し、安心して暮らすことができる男女共同参画社会になっています</u> I-4 多用な文化が身近に感じられるまちになっています I-5 内外の人々の交流をとおしあわせの理解を深め、個性豊かな魅力のあるまちになっています
II 域で支え合い健康で安心して暮らせる福祉のまち	II-1 高齢者が健やかに安心安全に暮らしています II-2 障がい者が地域で安心して生活し、様々な分野の活動に参加しています II-3 住み慣れた地域でともに支え合いながら暮らしています II-4 生涯にわたって心身ともに健康に暮らしています
III 進めるまち ともにつながり未来を拓く人づくりを	III-1 安心して子育てができます III-2 配慮が必要な子どもや親が必要な支援を受けることができています III-3 学校・家庭・地域のつながりの中で、子どもたちが自らの学びを高め、成長しています III-4 青少年が安心して安全に過ごし、出会いや交流を通じて成長しています III-5 いつでも、どこでも、だれでも生涯を通じて、主体的に学べています III-6 すべての市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができます
IV 健全で豊かな環境を守り引き継ぐまち	IV-1 限りあるエネルギーを大切に使う意識が定着しています IV-2 資源を大切にする社会システムが形成されています IV-3 健康で快適な暮らしを支える環境が保たれています IV-4 環境教育・環境学習の機会が充実しています

基本方向

V 誰もが将来にわたって快適に暮らせるまち

まちのイメージ

- V-1 暮らしを支える都市機能が充実した魅力あふれる都市が形成されています
- V-2 住みたいまちに選ばれる安心で良質な住まいづくりが進んでいます
- V-3 みどりが保全・創出・活用され、市民に親しまれています
- V-4 自動車に過度に依存しない交通環境整備が進んでいます
- V-5 誰もが安全で快適に利用できる道路環境整備が進んでいます
- V-6 安定した安心安全の水道が利用できています
- V-7 下水道施設が計画的に整備され安心安全快適な暮らしができています

VI 全に暮らせるまち 支えないと備えで安

- VI-1 防災への備えをはじめ危機管理体制が確立しています
- VI-2 犯罪が少なく安全で安心して過ごしています
- VI-3 備えと予防ができており安心できる消防体制が確立しています

VII 力あふれるまち 業を育む、人が集い、企

- VII-1 元気な企業が集積しています
- VII-2 いきいきと働きがいをもって就労できる環境が整っています
- VII-3 安心して消費生活を送れる環境が整っています

第5章 将来像実現に向けて

社会が成熟し、市民の価値観の多様化やニーズの複雑化が進み、市民だけでは解決できないこと、行政だけでは解決できないことが生じています。

こうした、多様な課題の解決を図るうえで、市民、事業者、行政が、それぞれの得意分野を生かしながら連携・協力して活動することがますます重要になっています。

また、身近な地域においては、まちづくりがすべての人の日々の暮らしに大きな影響を及ぼすことから、市民あるいは事業者が、地域への愛着や、より良い環境に変えていこうという思いのもと、まちづくりの主体、自治の担い手として自ら考え方行動し参画することが大切となります。

これまでも、市民、事業者、行政がパートナーとしてまちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を進めてきたところですが、今後も、少子高齢化のさらなる進行など社会・経済情勢の変化が予測される中、将来にわたって市民が安心して豊かに過ごせる「持続可能なまちづくり」を進めるためには、さらなる取組が必要となっています。

そのため、交流の場づくりや、コーディネーター育成など、地域における市民の活動をサポートするための基盤の強化を進め、協働や市民公益活動の活性化のための環境を育みます。

また、協働における信頼関係の確保の観点からも、限りある行政資源のより有効かつ適正な活用を図るとともに、わかりやすい情報提供に努め、説明責任を果たします。

さらには、ICTの活用により、時間や場所の制約を超えたコミュニケーション環境の整備が進み、市民や企業の活動のスピード感が増している中、行政も、部門の枠を超えた迅速な対応ができるような体制整備や意識高揚に努めることで、パートナーシップの向上をめざします。

本市では、協働を基軸として、市民が主体となるまちづくりを進め、
将来像である「人・まち・元気創造都市 すいた」の実現をめざします。

この将来像の実現に向けて、7つのルート（基本方向）を推進する基盤となる、ベース（基本姿勢）を次のとおり位置づけます。

ベースⅠ 市民が主体となるまちづくりを進めます

- I-1 市民自治の確立をめざします
- I-2 透明性が高い開かれた市政を実現します

ベースⅡ 持続可能なまちづくりのための行政経営を確立します

- II-1 経営的視点を持って、行財政運営を進めます
- II-2 社会の変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成と組織力の向上を図ります
- II-3 まちの魅力を積極的に発信します
- II-4 市民サービスを向上します